

「中種子町小規模校小学校特別認可制度(特認)」 とは？

- 野間小学校区に住んでいる小学生が、他の小規模校に通うことができる制度です。
 - 特別に、地縁等がなくても南界小や南界校区に魅力を感じれば希望することができます。

- 原則として、保護者の申込(11月末まで)後、教育委員会の審査(1月)を経て、認可されれば通えることになります。
 - ・原則として1年通して通うことが条件です。延長は、何年でも可能です。
 - ・申込前に、学校に連絡し校長との面談を受けていただいた方がスムーズです。
 - ・場合によっては、年度途中でも認められる場合がありますので、御相談ください。

- 通学については、保護者の送迎かバス利用です。路線バスは時刻が合いません。中学校の通学バスを利用できますが、南界小学校前を通る通学バスは、登校時の始発地が満足山、今熊野です。下校は、中学校に合わせているため利用は難しいです。
 - 現在、在籍している特認校生は保護者の送迎です。(下校時は学童)

- 特認制度利用に対する金銭的な町の補助はありません。
 - 「中種子町立小中学校通学費補助交付規則」による補助が利用できる可能性があります。